

加治木総合支所庁舎建設基本計画（素案）及び蒲生総合支所庁舎建設基本計画（素案）に対するご意見等

ご意見等				基本計画(素案)における関連ページと記載内容		答申への記載例
共通事項	周辺施設や各種団体との連携	①	各種協議会や事務局、NPOなどの団体が活動できるスペースを確保すること。	10ページ 基本方針②	地域と連携したまちづくりを推進するため、市民の交流や多様な活動を支えるためのスペースを配置し、市民活動の拠点となる庁舎とします。また、市民の多様な活動をサポートするための情報や 各種団体等の活動場所を提供 し、まちづくりの拠点となる庁舎とします。	校区コミュニティー協議会や各種事務局、NPO団体などの事務所や共用会議室などの活動場所の整備について検討すること。
	防災関連	②	災害時の停電に対する備えとして、自然エネルギーの活用に加え、蓄電設備等を検討すること。	30ページ 設備計画の 基本方針	災害時にライフライン（電力・通信・給排水・ガス等）が途絶えた場合においても、 災害発生時の活動を継続できるよう、設備機能維持の観点から設備計画を検討 します。	地域の防災拠点として、大規模災害時の商用電源喪失時においても機能維持できるよう、再生可能エネルギー設備や非常用発電設備等の設置に加え、蓄電設備の導入を検討すること。
		③	構造形式については、耐震構造や免震構造について十分に比較検討すること。	29ページ 構造形式	建物の構造形式は、耐震構造・制振構造・免震構造の3つの方式に区分され（中略）構造形式については、今後、 建築計画を進める中で、合理性や経済性を十分に検討しながら決定 することとします。	防災拠点としての機能を維持できるよう、十分な耐震性を備えた施設として整備するとともに、構造形式については、初期費用や維持管理費用等を十分に検討しながら選定すること。また、各機能に応じた耐震安全性の目標設定について検討すること。
	意見聴取の方法	④	計画づくりや基本設計など各段階において市民の意見を聴く機会を設け、市民目線による施設整備を検討すること。			市民の利便性及び福祉の向上に資する施設となるよう、基本設計等の各段階において、市民参画の機会を設け、市民の意見を十分に取り入れ反映させること。
		⑤	行政サービスを提供する立場である職員の意見を反映させること。			総合支所庁舎の建設に当たっては、行政サービスを提供する立場である職員の意見反映について検討すること。
	ユニバーサルデザイン	⑥	多目的トイレの設置数や機能等について利用者目線で検討すること。（例：高齢者でも利用可能なおむつ交換台、左右対称の多目的トイレ、ベビーチェアの配置場所など）	11ページ 基本方針①	全ての人が快適に利用できる ように、「高齢者、障がい者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」及び「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に基づき、ユニバーサルデザインによる施設を整備します。（中略） ○ 誰もが利用できる多目的トイレ	全ての人にやさしい施設として、ユニバーサルデザインの理念に基づき法令やマニュアル等を遵守するばかりではなく、利用者目線による施設整備や設備配置について検討すること。
	事業手法	⑦	防災拠点施設整備に民間活力を活用することについては、運営を直営方式とするなどの検討を行うこと。	35ページ 事業手法	事業手法については、大きく分けて従来型手法（従来方式、直営方式）と民間活力活用手法の2つが考えられます。（中略）「工期」、「コスト」、「民間ノウハウの発揮・品質確保」、「民間企業の参画のしやすさ及び市場性」、「 災害発生時等の柔軟な運営のしやすさ 」の観点から評価し、手法を選定します。	事業手法については、複合施設としての特性を踏まえつつ、防災拠点施設としての機能が発揮されるよう、従来型手法と民間活力活用手法を比較、検討すること。
	交通関連	⑧	循環バスの起点であることから、市民の憩いの場、交流の場となるような待合い空間を検討すること。循環バスのターミナル化について検討すること。	9ページ 基本方針①	基本方針①：市民に開かれた、親しまれる庁舎（中略） ○ ロビー空間等を活用したコミュニティスペース や市民ギャラリー	始良市地域公共交通網形成計画との整合を図り、市街地と中山間地を結節する交通拠点として、待合い時間を快適で豊かに過ごせるような待合スペースのあり方について検討すること。

加治木総合支所庁舎建設基本計画（素案）及び蒲生総合支所庁舎建設基本計画（素案）に対するご意見等

ご意見等				基本計画(素案)における関連ページと記載内容		答申への記載例
加治木	防災関連	⑨	津波・浸水対策として、地盤の嵩上げや主要諸室の配置、周辺の排水対策等を検討すること。	8ページ 基本方針①	基本方針①：様々な災害に対応できる、地域の防災拠点機能を備える庁舎（中略） ○津波・浸水時における機能確保（主要諸室や主要設備を2階以上の階に配置）	地盤の嵩上げや周辺地域の排水対策など、津波・浸水対策については、防災拠点としての機能を維持できるよう、今後の設計段階において検討すること。
	複合機能	⑩	子育て支援機能の導入に関して、その必要性を検討すること。	10ページ 基本方針③	基本方針③：市民の学習や健康増進、子育てを支援するための庁舎（中略）また、子育て世代が安心して訪れることができる庁舎とします。（中略） ○子育て世代が安心して利用できる施設（ベビールームやキッズスペース）	子育て支援機能については、子育て世代のニーズを把握し、必要とされる機能を選定すること。
		⑪	既存施設である「加治木体育館」の機能について記載されていない。	10ページ 基本方針③	市民の主体的な学習や健康づくりを支援するため、気軽に利用できる施設環境を整備し、市民一人ひとりが健康で生きがいのある社会の実現を推進する庁舎とします。（中略） ○市民の余暇活動やスポーツ、レクリエーションや文化活動を行うための多人数で幅広い活動ができる多目的スペース	市民の健康づくりに寄与する施設として、地域住民の利用頻度が高い運動・健康増進機能については、既存の施設利用者がこれまで通り不自由なく使用できるばかりではなく、障がいのある人や高齢者など誰もが安心して利用できるよう配慮すること。また、利用者と観覧者の優先度を十分に精査しながら施設の規模を検討するとともに、必要とされる耐震性能をみたしつつ施設の低価格化を図るよう設計段階において検討すること。
		⑫	障がいのある人が利用できる設備を備えた(パラスポーツに特化した)体育館の整備を検討すること。			
		⑬	県内外からの多くの集客と収益を見込んだアリーナの整備を検討すること。整備にあたっては、低価格でより大きな面積の施設を検討すること。			
		⑭	機能の複合化に伴い、適正規模の駐車場を確保すること。	24ページ 駐車場の規模の想定	来庁者の自動車の利用状況等を踏まえ、適正な駐車台数を想定し、限られた敷地を有効に活用しながら必要なスペースを確保します。想定駐車台数は、庁舎機能及び複合機能の利用者数や利用時間の想定からピーク時に必要となる駐車台数を算出し、131台と想定します。	
	周辺施設や各種団体との連携	⑮	学習・図書機能については、棕鳩十文学記念館の有効活用を検討すること。			棕鳩十文学記念館など周辺の公共施設の有効活用及び相乗効果について検討し、各機能の利用者の利便性向上を図ること。
		⑯	老朽化し、バリアフリーに対応していない加治木福祉センターの公民館機能の複合化について検討すること。	10ページ 基本方針②	基本方針②（中略）市民の多様な活動をサポートするための情報や各種団体等の活動場所を提供し、まちづくりの拠点となる庁舎とします。（中略） ○可動間仕切り等で大きさを自由に変更し、様々な活用が可能となる多目的スペース	公共施設再配置基本計画等を踏まえ、地域のイベント等が行われる交流機能を維持することができるよう、また、様々な用途に対応できるような多目的スペースについて検討すること。

加治木総合支所庁舎建設基本計画（素案）及び蒲生総合支所庁舎建設基本計画（素案）に対するご意見等

ご意見等				基本計画(素案)における関連ページと記載内容		答申への記載例
蒲生	防災関連	⑰	立地条件を考慮すれば、津波対策については不要と考える。	8ページ 基本方針①	「○津波・浸水時における機能確保」にある「津波・」の文言を削除する。	
	行政組織の体制	⑱	地域のニーズに配慮した組織機構のあり方や人員配置を検討すること。			総合支所庁舎の行政機能のあり方については、市民生活に直結する窓口サービス等が低下することなく地域のニーズに即した行政サービスが提供されるよう、組織機構について十分に検討すること。
	周辺施設や各種団体との連携	⑲	農協や商工会などの周辺施設との複合化を検討すること。			公的団体等と施設の合築等について意見交換を行うこと。また、各種団体等の貸事務所としての機能を複合化することにより、地域住民の利便性向上及びにぎわい創出に資する、コンパクトなまちづくりの拠点整備について検討すること。
		⑳	各種団体の事務所や貸店舗、貸事務所等の複合化を検討すること。	10ページ 基本方針②	地域と連携したまちづくりを推進するため、市民の交流や多様な活動を支えるためのスペースを配置し、市民活動の拠点となる庁舎とします。また、市民の多様な活動をサポートするための情報や 各種団体等の活動場所を提供 し、まちづくりの拠点となる庁舎とします。	
	地域特性	㉑	文化財や街並みとの調和を図り、蒲生メアサ杉などの活用により、蒲生らしさが表現できるようなデザインを検討すること。	31ページ 景観計画の基本的な考え方	総合支所庁舎の建設予定場所は、日本遺産に認定された武家集落に立地しているため、周辺の 街並みと調和したデザイン を基本とし、良好な景観の形成に配慮します。（中略）新たな施設に「 地域のシンボル性 」を求める意見があることから、 地場産材の活用による木質化 や蒲生地区の歴史や文化を感じることのできる外観とするなど、景観にも配慮した施設計画を検討します。	日本遺産の武家屋敷群（蒲生麓）をはじめ、県指定文化財である蒲生御仮屋門や市指定天然記念物である御仮屋犬槇による歴史的景観を尊重し、蒲生らしさをアピールできる建築デザインや機能について設計段階において検討すること。また、大楠や蒲生和紙などの観光資源によって人的交流を誘発するような施設のあり方について検討すること。
		㉒	武家屋敷や蒲生和紙などを体験できる施設として、観光を意識した施設について検討すること。	9ページ 基本方針①	基本方針①：市民に開かれた、親しまれる庁舎（中略）○市政や暮らしなどの生活情報、 歴史・文化・観光 ・イベントの情報発信コーナー	
	交通関連	㉓	自動車や歩行者の動線計画が重要である。歩行者の安全性を確保し、安心して歩行できるよう交通計画を立てること。	31ページ 外構計画の基本的な考え方	（１）外構計画の基本的な考え方 建設地周辺の住宅地等に配慮するため（中略）また、安全な敷地内の歩行者及び車両動線を計画するとともに、周辺の交通環境にも配慮した車両出入口等の設置を検討します。	庁舎を拠点として観光交流センターやくすくす館などの周辺施設を安全で安心して利用することができるよう、歩行者の安全性を確保できる動線計画について検討すること。